

工事用仮設宿舎などの工事用仮設建築物の 建築基準法上の取扱いについて

福島県相双建設事務所

1 これまで

相双地方では、震災以降、原子力災害特別措置法に基づく警戒区域等規制線又は工事施工地から概ね10km以内の距離に設ける工事用仮設建築物については、建築基準法（以下「法」という。）第85条第2項後段による工事用仮設建築物として取り扱い、法第12条に基づく報告をお願いしてきたところです。

2 今後

平成27年9月以降、工事用仮設建築物を現場から離れる場所に設ける場合は、法第85条第5項許可及び建築確認・完了検査の手続きを求めていますので、工事用仮設宿舎などの工事用仮設建築物を建築する場合は、予め本職と協議してください。

既に協議を行った上で法第85条第2項後段の工事用仮設建築物として工事に着手したものの又は未着工ながら協議済となっている工事用仮設建築物の取扱いについては、なお従前のとおりとなります。

ただし、未着工ながら協議済となっている場合でも、平成28年4月1日以降に着工するものは、法第85条第5項許可及び建築確認・完了検査の手続きを求めることとなりますので、ご注意願います。

事前協議の際には、事前予約の上、お越しくださるようご協力をお願いします。

(建築住宅課 電話0244-26-1223)